

かじき等流し網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 かじき等流し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 3隻
- (3) 船舶の総トン数 200トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 総トン数10トン以上の船舶にあっては漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域のうち千葉県海面、総トン数10トン未満の船舶にあっては同省令別表第11に掲げる海域を除く千葉県海面
- (6) 漁業時期 11月15日から翌年5月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年10月1日から31日まで